公　　告

浜田市金城町小国（小国2地区）の土地について、国土調査法(昭和26年法律第 180 号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年10月9日

浜田市長　　三　浦　大　紀

記

1　地図及び簿冊の名称

浜田市金城町小国（小国2地区）の地籍図及び地籍簿

（地図は令和8年8月測量、簿冊は令和8年9月現在の状況により作成したもの）

2　閲覧期間

令和8年10月9日から同月29日まで

（小国まちづくりセンターは10月13日から同月14日までの2日間）

閲覧時間は、期間中の午前9時30分から午後4時30分までとする。

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

3　閲覧場所

浜田市役所北分庁舎

小国まちづくりセンター

4　誤り等の申出

閲覧の結果、誤り等があると認められる場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。